

修正箇所 新旧対照表（令和８年７月２３日公表）

文書	ページ		章・番号等	項目	旧	新
	旧	新				
実施方針	1	1	第1章1.4		(2) 下水道 <u>施</u> 維持管理業務	(2) 下水道 <u>施設</u> 維持管理業務
実施方針	7	7	第3章3.1 (4)	契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置	基本協定 <u>及び</u> 業務委託契約及び業務委託契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、委託者と <u>優先交渉事業者</u> は、誠意をもって協議する。	基本協定 <u>、</u> 業務委託契約及び業務委託契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、委託者と <u>優先交渉権者</u> は、誠意をもって協議する。
要求水準書	目次	目次			<u>2. 7. 1</u> 改築計画業務 <u>2. 7. 2</u> 改築工事業務 <u>2. 7. 3</u> その他業務 (中略) <u>【新設】</u> <u>8. 3. 1</u> 改築実施設計数量 <u>8. 3. 2</u> 工事計画書の作成 <u>8. 3. 3</u> 設計業務内容 <u>8. 3. 4</u> 予算要求用の積算 <u>8. 3. 5</u> 設計に関する図書の提出	<u>【削る】</u> <u>2. 7. 1</u> 改築工事業務 <u>2. 7. 2</u> その他業務 (中略) <u>8. 3. 1</u> 実施体制 <u>8. 3. 2</u> 改築実施設計数量 <u>8. 3. 3</u> 工事計画書の作成 <u>8. 3. 4</u> 設計業務内容 <u>8. 3. 5</u> 予算要求用の積算 <u>8. 3. 6</u> 設計に関する図書の提出
要求水準書	1	1	第1章1.3		<u>事業契約締結の翌日</u>	<u>基本協定締結</u> の翌日
要求水準書	2	2	第1章1.4		令和９年度から令和１８年度の水道施設更新計画については委託者が令和８年度に作成し、更新計画（原案）として <u>本業務開始時</u> に提供する。	令和９年度から令和１８年度の水道施設更新計画については委託者が令和８年度に作成し、更新計画（原案）として <u>策定完了後直ちに</u> 提供する。

要求水準書	2	2	第1章1.4	表1-1	事業項目	更新計画策定	実施設計	改築工事				
					水道	令和9年度～10年度	令和9年度～	令和9年度～	水道	令和9年度～10年度	令和9年度～	令和9年度～
					下水道（処理場）	<u>令和9年度及び令和13年度</u>	<u>令和9年度～</u>	<u>令和10年度～</u>	下水道（処理場）	<u>令和9年度～令和10年度</u> <u>令和14年度以降に（次期計画）</u>	<u>令和10年度～</u>	<u>令和11年度～</u>
					下水道（管路施設）	<u>令和14年度</u>	令和15年度～16年度	令和19年度～	下水道（管路施設）	<u>令和14年度以降に（次期計画）</u>	令和15年度～16年度	令和19年度～
要求水準書	2	2	第1章1.5.1(2)		受託者は、水道使用者及び下水道使用者等が必要とするサービスを十分提供できるよう、また、各施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書のほか契約書及びその他関係書類並びに関係法令に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、本件施設を適切に運転維持管理するほか、各種計画策定、設計、 <u>施工管理</u> 等を行うものとする。				受託者は、水道使用者及び下水道使用者等が必要とするサービスを十分提供できるよう、また、各施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書のほか契約書及びその他関係書類並びに関係法令に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、本件施設を適切に運転維持管理するほか、各種計画策定、設計、 <u>工事監理</u> 等を行うものとする。			
要求水準書	4	4	第1章1.5.8		1. 5. 8 <u>総括</u> 管理				1. 5. 8 <u>統括</u> 管理			

要求水準書	4	4	第1章1.5.8 (2)	カ 既存施設等の確認 事業開始前及び事業終了時において、 <u>別紙17</u> に基づき既存施設の確認を行い、事業開始前及び事業終了時に「既存施設等健全性確認報告書」を作成し、市の承認を得るもの。	カ 既存施設等の確認 事業開始前及び事業終了時において、 <u>別紙15</u> に基づき既存施設の確認を行い、事業開始前及び事業終了時に「既存施設等健全性確認報告書」を作成し、市の承認を得るもの。
要求水準書	5	5	第2章2.1.1 (5)	<u>(5) 排水及び浄水発生土の適正処理</u>	<u>【削る】</u>
要求水準書	10	10	第2章2.6.3	2. 6. 3 計画策定支援業務 (1) 次期の水道ビジョン(フォローアップ版を含む。)の <u>策定支援</u> (2) アセットマネジメントの <u>進捗状況のフォローアップ</u> (3) 上下水道事業BCPの <u>策定支援</u>	2. 6. 3 計画策定支援業務 (1) 次期の水道ビジョン(フォローアップ版を含む。)の <u>更新支援</u> (2) アセットマネジメント <u>計画(中期計画)</u> の <u>更新支援及び</u> 進捗状況のフォローアップ (3) 上下水道事業BCPの <u>更新支援</u> (4) <u>水安全計画の更新支援</u> (5) <u>耐震化計画の更新支援</u>
要求水準書	10	10	第2章2.7	将来にわたり安定的で持続可能な上下水道事業を継続するため、施設の改築・更新に必要な工事・ <u>施工監理</u> 等を行うこと。	将来にわたり安定的で持続可能な上下水道事業を継続するため、施設の改築・更新に必要な工事・ <u>工事監理</u> 等を行うこと。
要求水準書	10	10	第2章2.7.1	<u>2. 7. 1 改築計画業務</u> <u>(1) 保守点検記録及び健全度診断結果に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案</u>	<u>【削る】</u>
要求水準	10	10	第2章2.7.2	2. 7. <u>2</u> 改築工事業務	2. 7. <u>1</u> 改築工事業務

書						
要求水準書	10	10	第2章2.7.3		2. 7. <u>3</u> その他業務	2. 7. <u>2</u> その他業務
要求水準書	39	39	第8章8.2.1 (1)	表8-1	受託者は、委託者が策定した <u>令和9年度</u> 更新計画を確認し、 <u>委託者と</u> 協議・調整のうえ、 <u>委託者と令和9年度</u> 更新実施基本協定を締結する	受託者は、委託者が策定した更新計画を確認し、協議・調整のうえ、更新実施基本協定を締結する。 <u>その後、令和9年度実施協定（水道）を締結する。</u>
要求水準書	39	39	第8章8.2.1 (1)	表8-1	委託者は受託者が作成した次年度以降の更新計画を確認し、財政計画との調整を図りながら受託者と協議・調整のうえ、受託者と承認し、 <u>当該年度更新実施基本協定</u> を締結する	委託者は受託者が作成した次年度以降の更新計画を確認し、財政計画との調整を図りながら受託者と協議・調整のうえ、受託者と承認し、 <u>当該年度の年度実施協定（水道）</u> を締結する
要求水準書	39	39	第8章8.2.1 (1)		更新計画の作成にあたっては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課）」を参考にした長期更新需要（原則として <u>タイプ4</u> ）の算定を行うこと。	更新計画の作成にあたっては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課、 <u>以降改訂がある場合は最新の改訂版</u> ）」を参考にした長期更新需要（原則として <u>タイプ4D</u> ）の算定を行うこと。
要求水準書	39	39	第8章8.2.1 (2)		(2) 令和19年度～令和28年度の水道施設更新計画作成 令和19年度以降10年間の水道施設更新計画作成など、将来計画に関する企画、立案などの補助業務を行うこと。更新計画作成にあたっては、「水道事業におけるアセッ	(2) 令和19年度～令和28年度の水道施設更新計画作成 令和19年度以降10年間の水道施設更新計画作成など、将来計画に関する企画、立案などの補助業務を行うこと。更新計画作成にあたっては、「水道事業におけるアセッ

					ットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成２１年７月 厚生労働省健康局水道課）」を参考にした長期更新需要（原則として <u>タイプ４</u> ）の算定を行い、更新計画を作成すること。	ットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成２１年７月 厚生労働省健康局水道課、 <u>以降改訂がある場合は最新の改訂版</u> ）」を参考にした長期更新需要（原則として <u>タイプ４D</u> ）の算定を行い、更新計画を作成すること。
要求水準書	41	41	第8章8.3		<u>【新設】</u>	8. 3. 1 実施体制 受託者は、改築実施計画書や設計図書の作成に関しては、技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道）又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（上水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として業務を行わせること。 また、建築設計を含む場合は、建築基準法に基づく資格を有する者に行わせること。 なお、本業務について委託する場合、受託者等は当該業務を、上記資格を有する者に行わせること。
要求水準書	41～ 42	41～ 42	第8章8.3		8. 3. <u>1</u> 改築実施設計数量 8. 3. <u>2</u> 工事計画書の作成 8. 3. <u>3</u> 設計業務内容 8. 3. <u>4</u> 予算要求用の積算 8. 3. <u>5</u> 設計に関する図書の提出	8. 3. <u>2</u> 改築実施設計数量 8. 3. <u>3</u> 工事計画書の作成 8. 3. <u>4</u> 設計業務内容 8. 3. <u>5</u> 予算要求用の積算 8. 3. <u>6</u> 設計に関する図書の提出

要 求 水 準 書	44	44	第9章9.1.4	実施体制	<u>(1) 改築実施計画の作成及び設計図書作成</u> <u>改築実施計画書や設計図書の作成に関しては、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道）又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（上水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として業務を行わせること。また、建築設計を含む場合は、建築基準法に基づく資格を有する者に行わせること。</u> <u>なお、本業務について委託する場合、受託者等は当該業務を、上記資格を有する者に行わせること。</u>	<u>【削る】</u>
要 求 水 準 書	44	44	第9章9.1.4	実施体制	<u>(2) 工事</u>	<u>(1) 工事</u>
要 求 水 準 書	44	44	第9章9.1.4	実施体制	<u>(3) 工事監督業務</u> 工事監督業務に関しては、水道法施行令第5条及び下水道施行令第15条の資格を有する者を監督員として配置すること。なお、受託者の構成企業又は協力企業のいずれかの企業が保有していればよい。	<u>(2) 工事監督業務</u> 工事監督業務に関しては、水道法施行令第5条及び下水道 <u>法</u> 施行令第15条の資格を有する者を監督員として配置すること。なお、受託者の構成企業又は協力企業のいずれかの企業が保有していればよい。
要 求 水 準 書	44	44	第9章9.1.4	実施体制	<u>(4) 委託者が行う検査の対応</u>	<u>(3) 委託者が行う検査の対応</u>

要 求 水 準 書	52	52	第10章10.4.3 (2)		(2) 委託者は、受託者による本業務の全部又は一部の移行期間の延長の申し出について、合理的かつ正当な事由があると認めるときは、本業務の全部又は一部の移行期間の延長を承認するものとする。この場合、事業開始が遅延することで、委託者に増加費用又は損害が生じるときは、受託者が負担するものとする。その額は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。	(2) 委託者は、受託者による本業務の全部又は一部の移行期間の延長の申し出について、合理的かつ正当な事由があると認めるときは、本業務の全部又は一部の移行期間の延長を承認するものとする。この場合、事業開始が遅延することで、委託者に増加費用又は損害が生じるときは、 <u>当該遅延が受託者の責めに帰すべき事由により生じた場合に限り</u> 、受託者が負担するものとする。その額は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
要 求 水 準 書	59	59	第13章13.1		受託者が行う危機管理の対象は、 <u>本件施設</u> であり、災害又は事故等発生時における役割分担は、その規模に関わらず、原則として、平常時と同じとする。なお、委託者及び受託者の費用負担等については、契約書の定めに従うものとする。	受託者が行う危機管理の対象は、 <u>本件施設（八代北部流域関連公共下水道管路施設、農業集落排水処理施設を除く）</u> であり、災害又は事故等発生時における役割分担は、その規模に関わらず、原則として、平常時と同じとする。なお、委託者及び受託者の費用負担等については、契約書の定めに従うものとする。
要 求 水 準 書別冊	9	9	別紙 3	別表 6	保安点検 水道施設及び浄水管理センター等の消防設備の法定点検費用（水道、下水、<u>農集</u>）	保安点検 水道施設及び浄水管理センター等の消防設備の法定点検費用（水道、下水）

要求水準書別冊	9	9	別紙 3	別表 6	修繕	<u>施設の改築・更新などの費用</u>		○	修繕	<u>管路及び施設の修繕費用</u>		○
						受託者の責めによる契約終了時の機能回復に係る費用		○		受託者の責めによる契約終了時の機能回復に係る費用		○
要求水準書別冊	10	10	別紙 3	別表 6	モニタリング	第三者モニタリングに関する費用	○		モニタリング	第三者モニタリングに関する費用	○	
						<u>【新設】</u>		<u>【新設】</u>		<u>セルフモニタリングに関する費用</u>		<u>○</u>
要求水準書別冊	13	13	別紙 3	別表 7	水道管路、下水道管渠の漏水調査、浚渫、修繕工事等維持管理の実施（水道、下水道、 <u>農集</u> ）			○	水道管路、下水道管渠の漏水調査、浚渫、修繕工事等維持管理の実施（水道、下水道、 <u>施設</u> ）			○
					水道管路、下水道管渠の拡張・改築・更新に関する設計・施工の実施（水道、下水、 <u>農集</u> ）			○	水道管路、下水道管渠の拡張・改築・更新に関する設計・施工の実施（水道、下水、 <u>施設</u> ）			○
要求水準書別冊	77	77	別紙 3	別表 5 1	図表				図表を訂正			

要 求 水 準 書別冊	26	26	別紙 6	別表 1 8	三 角 上 水	(中略)		
						2	第 4 水 源 (ダ ム)	取水ポンプ設備 <u>2 回</u> <u>／月</u>
						(略)		
						(略)		
					松 橋 ・ 小 川 上 水	2	内田浄 水場	沈殿池、ろ過設 備、薬注設備等 <u>1 回</u> <u>／月</u>
						(略)		
						3	豊川浄 水場	沈殿池、ろ過設 備、薬注設備等 <u>1 回</u> <u>／月</u>
						3	竹崎浄 水場	電気設備、ろ過設 備 <u>1 回</u> <u>／月</u>
						3	当尾加 圧所	電気設備 <u>1 回</u> <u>／月</u>
						(略)		
要 求 水 準 書別冊	27～ 28	27～ 28	別紙 6	別表 1 9	三 角 上 水	(中略)		
						2	第 4 水 源 (ダ ム)	取水ポンプ設備 <u>1 回</u> <u>／年</u>
						(略)		
						(略)		
					松 橋 ・ 小 川 上 水	2	内田浄 水場	沈殿池、ろ過設 備、薬注設備等 <u>1 回</u> <u>／年</u>
						(略)		
						3	豊川浄 水場	沈殿池、ろ過設 備、薬注設備等 <u>1 回</u> <u>／年</u>
						3	竹崎浄 水場	電気設備、ろ過設 備 <u>1 回</u> <u>／年</u>
						3	当尾加 圧所	電気設備 <u>1 回</u> <u>／年</u>
						(略)		
要 求 水 準 書別冊	27～ 28	27～ 28	別紙 6	別表 1 9	松 橋 ・ 小 川 上 水	(中略)		
						4	豊川配 水場	滅菌設備 <u>1 回</u> <u>／月</u>
						4	竹崎配 水池	滅菌設備 <u>1 回</u> <u>／月</u>
						(略)		
					松 橋 ・ 小 川 上 水	4	浦川内 加圧所	電気設備 <u>1 回</u> <u>／月</u>
						(略)		
						4	豊川配 水場	滅菌設備 <u>1 回</u> <u>／年</u>
						4	竹崎配 水池	滅菌設備 <u>1 回</u> <u>／年</u>
						(略)		
						4	浦川内 加圧所	電気設備 <u>1 回</u> <u>／年</u>

					水					水				
					(中略)					(中略)				
					上 巢 林	8 5	第 1 水 源	電気設備	<u>1 回</u> <u>／月</u>	上 巢 林	8 5	第 1 水 源	電気設備	<u>1 回</u> <u>／年</u>
						8 6	第 2 水 源	電気設備	<u>1 回</u> <u>／月</u>		8 6	第 2 水 源	電気設備	<u>1 回</u> <u>／年</u>
						8 7	第 3 水 源	電気設備	<u>1 回</u> <u>／月</u>		8 7	第 3 水 源	電気設備	<u>1 回</u> <u>／年</u>
						8 8	上巢林 低区配 水池	電気設備	<u>1 回</u> <u>／月</u>		8 8	上巢林 低区配 水池	電気設備	<u>1 回</u> <u>／年</u>
						8 9	上巢林 高区配 水池	電気設備	<u>1 回</u> <u>／月</u>		8 9	上巢林 高区配 水池	電気設備	<u>1 回</u> <u>／年</u>
要 求 水 準 書別冊	83	83	別紙 1 5	1	(4) 確認結果及び保管 ア <u>委託者</u> は、前項の確認を終了した時は、速やかに確認結果を「既存施設等健全性確認報告書」としてまとめ、委託者に提出し、承認を得るものとする。					(4) 確認結果及び保管 ア <u>受託者</u> は、前項の確認を終了した時は、速やかに確認結果を「既存施設等健全性確認報告書」としてまとめ、委託者に提出し、承認を得るものとする。				

要求水準 書別冊	83	83	別紙 1 5	1	(5) 契約不適合に対する措置 <u>委託者</u> は、 <u>第 3 項</u> による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書の定めるところにより措置を行うものとする。	(5) 契約不適合に対する措置 <u>委託者</u> は、 <u>第 3 号</u> による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書の定めるところにより措置を行うものとする。
要求水準 書別冊	84	84	別紙 1 5	2	(4) 契約不適合に対する措置 <u>委託者</u> は、 <u>第 2 項</u> により確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書の定めるところにより措置を行うものとする。	(4) 契約不適合に対する措置 <u>委託者</u> は、 <u>第 2 号</u> により確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書の定めるところにより措置を行うものとする。
要求水準 書別冊	96	96	別紙 1 7	2	委託者は、末端給水蛇口残留塩素濃度の未達による命令又は放流水質の法定水質基準の未達による命令 <u>に伴う勧告</u> を受けた事業者に対し、運転管理業務に係る委託料を減額することができる。	委託者は、末端給水蛇口残留塩素濃度の未達による命令又は放流水質の法定水質基準の未達による命令を受けた事業者に対し、運転管理業務に係る委託料を減額することができる。
募集要項	6	6	第1章1.5	業務における リスク	本業務におけるリスク負担の考え方は、委託者と受託者が対象業務の範囲において <u>おのおの</u> が担う業務について適正にリスクを負担することにより、責任の所在を明確にし、より質の高いサービスの提供を目指すものである。	本業務におけるリスク負担の考え方は、委託者と受託者が対象業務の範囲において <u>各々</u> が担う業務について適正にリスクを負担することにより、責任の所在を明確にし、より質の高いサービスの提供を目指すものである。

募集要項	8	8	第2章2.1.(3)		オ 応募資格確認申請書の提出期限日（以下「応募資格確認基準日」という。）において、国税、県税及び市税に未納の税額がない者であること。	オ 応募資格確認申請書の提出期限日（以下「応募資格確認基準日」とする。）において、国税、県税及び市税に未納の税額がない者であること。		
募集要項	10	10	第2章2.2		項目	実施時期	項目	実施時期
					競争的対話（応募事業者対象）	令和8年7月 <u>20日</u> から令和8年8月3日まで	競争的対話（応募事業者対象）	令和8年7月 <u>21日</u> から令和8年8月3日まで
					優先交渉権者選定、通知	令和8年9月下旬	優先交渉権者選定、通知	令和8年9月下旬 <u>から10月上旬</u>
募集要項	12	12	第2章2.3		提案の際は、 <u>内訳書を添付すること。</u>	提案の際は、 <u>様式2 - 3見積書及び様式4 - 4見積内訳書を提出すること。</u>		
募集要項	13	13	第2章2.4(1)	選定方式及び提案審査の方法	本業務は、民間企業の経験や技術力等を総合的に活用する必要があるため、 <u>優先交渉事業者</u> の選定については、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、公募型プロポーザル方式により行うこととし、専門的知見から意見を聴取するため、学識経験者3名、熊本県職員2名、宇城市職員3名を0委員とする「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。	本業務は、民間企業の経験や技術力等を総合的に活用する必要があるため、 <u>優先交渉権者</u> の選定については、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、公募型プロポーザル方式により行うこととし、専門的知見から意見を聴取するため、学識経験者3名、熊本県職員2名、宇城市職員3名を委員とする「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。		
募集要項	13	13	第2章2.4(2)	選定結果の通知及び公表	優先交渉権者の選定結果は、令和8年 <u>9月中旬</u> に応募企業に通知する。なお、選定後、	優先交渉権者の選定結果は、令和8年 <u>9月下旬から10月上旬</u> に応募企業に通知す		

					委託者のホームページにおいて、優先交渉権者名及び得点を公表し、次点位以下は匿名とする。	る。なお、選定後、委託者のホームページにおいて、優先交渉権者名及び得点を公表し、次点位以下は匿名とする。
募集要項	14	14	第3章3.1	契約等の締結	<u>3. 1 契約等の締結</u> <u>(1) 基本協定及び契約の締結</u> 委託者と優先交渉権者は、「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託基本協定」を締結し、協議を経て、「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託契約」を締結する。 <u>(2) 次点者との契約交渉</u> 委託者は、優先交渉権者と契約を締結できない場合において、次点者と契約交渉を行うことができるものとする。	<u>契約手続きにおいては、実施方針第3章事業契約等に関する事項によるものとする。</u>
事業者選定基準	5	5	第3章3.1 (3)		オ 応募資格確認申請書の提出期限日（以下「応募資格確認基準日」とする。）において <u>税</u> 、県税及び市税に未納の税額がない者であること。	オ 応募資格確認申請書の提出期限日（以下「応募資格確認基準日」とする。）において <u>国税</u> 、県税及び市税に未納の税額がない者であること。
事業者選定基準	6	6	第3章3.4 (4)		オ 給水装置工事業務の実施を担う者は、給水装置工事主任技術者の資格を有していること。ただし、資格者がいない場合は、業務開始後に「 <u>給水装置工事業務</u> 」の実施を担う者が資格を取得すること。	オ 給水装置工事業務の実施を担う者は、給水装置工事主任技術者の資格を有していること。ただし、資格者がいない場合は、業務開始後に <u>給水装置工事業務</u> の実施を担う者が資格を取得すること。
事業者選定基準	6	6	第3章3.4 (4)		カ 排水設備工事業務の実施を担う者は、排水設備工事責任技術者の登録を行って	カ 排水設備工事業務の実施を担う者は、排水設備工事責任技術者の登録を行って

					ること。ただし、資格者がいない場合は、業務開始後に「 <u>排水設備工事業務</u> 」の実施を担う者が資格を取得し、排水設備工事責任技術者を熊本県で登録すること。		ること。ただし、資格者がいない場合は、業務開始後に <u>排水設備工事業務</u> の実施を担う者が資格を取得し、排水設備工事責任技術者を熊本県で登録すること。	
事業者選 定基準	9	9	表中3	評価の視点	運転管理業 務	・運転管理実施計画 (・運転管理方針 ・配 水区毎の水運用や各配 水区間の水融通 ・水 量、水圧の管理 ・薬 剤注入等による水質管 理 ・薬品調達及び管 理 ・運転管理に関す るリスク想定 ・排水 検査 ・水質検査補 助 ・運転管理上の異 常時対応計画 ・異常 時対応など)	運転管理業 務	・運転管理実施計画 (・運転管理方針 ・配 水区毎の水運用や各配 水区間の水融通 ・水 量、水圧の管理 ・薬 剤注入等による水質管 理 ・薬品調達及び管 理 ・運転管理に関す るリスク想定 ・排水 検査 ・水質検査補 助 ・運転管理上の異 常時対応計画 <u>の策 定</u> ・異常時対応 <u>計画 の実行性</u> など)
					保守管理業 務	・保守管理実施計画 (・日常点検 ・定期点 検 ・法定点検 ・緊 急点検 ・ <u>巡回点 検</u> ・点検結果に基づ く維持管理 ・計画的 点検・調査 ・計画修 繕 ・管路施設維持管	保守管理業 務	・保守管理実施計画 (・日常点検 ・定期点 検 ・法定点検 ・緊 急点検 ・点検結果に 基づく維持管理 ・計 画的点検・調査 ・計 画修繕 ・ <u>緊急修繕</u> ・

						理など)		環境整備・管路施設維持管理など)
事業者選 定基準	9	9	表中4	評価の視点	運転管理業 務	・運転管理実施計画 (・運転管理方針　・薬 剤注入等による水質管 理　・薬品調達及び管 理　・運転管理に関す るリスク想定　・排水 検査　・水質検査　・ 運転管理上の異常時対 応計画　・異常時対応 など)	運転管理業 務	・運転管理実施計画 (・運転管理方針　・薬 剤注入等による水質管 理　・薬品調達及び管 理　・運転管理に関す るリスク想定　・排水 検査　・水質検査　・ 運転管理上の異常時対 応計画の策定　・異常 時対応計画の実行性な ど)
					保守管理業 務	・保守管理実施計画 (・日常点検　・定期点 検　・法定点検　・緊 急点検　・点検結果に 基づく維持管理　・計 画的点検・調査　・計 画修繕・管路施設維持 管理など)	保守管理業 務	・保守管理実施計画 (・日常点検　・定期点 検　・法定点検　・緊 急点検　・点検結果に 基づく維持管理　・計 画的点検・調査　・計 画修繕　・緊急修繕・ 環境整備・管路施設維 持管理など)　・流域施 設のアドバイザー
事業者選 定基準	10	10	表中7	評価の視点	検針業務、 開閉栓業	・検針異常時の対応事故 防止、効率化、サービ	検針業務、 開閉栓業	・検針、検針異常時の対 応、開閉栓、事故防止、

					務、量水器 調達・交 換・管理業 務	スの向上対策の具体性	務、量水器 調達・交 換・管理業 務	効率化、 <u>量水器調達・ 交換・管理</u> 、サービス の向上対策の具体性
					調定及び収 納業務、滞 納整理業務	・ <u>収納金</u> の管理、未納者 への対応、収納率向上 対策の具体性	調定及び収 納業務、滞 納整理業務	・ <u>調定入力・収納伝票</u> の 管理、未納者への対応、 収納率向上対策の具体 性
事業者選 定基準	10	10	表中8	評価の視点	施設更新計 画策定業務	・有資格者、配置人員の 担当業務、 <u>緊急時の配 置と</u> 計画策定方針の 具体性	施設更新計 画策定業務	・有資格者、配置人員の 担当業務 <u>及び</u> 計画策 定方針の具体性
					改築実施設 計業務	・有資格者、配置人員の 担当業務、 <u>緊急時の配 置と</u> 実施設計方針の 具体性	改築実施設 計業務	・有資格者、配置人員の 担当業務 <u>及び</u> 実施設 計方針の具体性
事業者選 定基準	10	10	表中9	評価の視点	改築工事業 務	・有資格者、配置人員の 担当業務、 <u>緊急時の配 置</u> の具体性 ・施工計画、積算、工事 の実施方針の具体性	改築工事業 務	・有資格者、配置人員の 担当業務の具体性 ・施工計画、積算、工事 の実施方針の具体性
事業者選 定基準	10	10	表中	合計枚数	<u>8 6 枚</u>		<u>8 0 枚</u>	
様式集			3-3-1		1. 運転管理実施計画（・運転管理方針 配水区毎の水運用や各配水区間の水融通		1. 運転管理実施計画（・運転管理方針 配水区毎の水運用や各配水区間の水融	

				・水量、水圧の管理 ・薬剤注入等による水質管理 ・薬品調達及び管理 ・運転管理に関するリスク想定 ・排水検査 ・水質検査補助 ・運転管理上の異常時対応計画 ・異常時対応など）について具体的に記述してください。	通 ・水量、水圧の管理 ・薬剤注入等による水質管理 ・薬品調達及び管理 ・運転管理に関するリスク想定 ・排水検査 ・水質検査補助 ・運転管理上の異常時対応計画の策定 ・異常時対応計画の実行性など）について具体的に記述してください。
様式集			3-4-1	1. 運転管理実施計画（・運転管理方針 ・薬剤注入等による水質管理 ・薬品調達及び管理 ・運転管理に関するリスク想定 ・排水検査 ・水質検査 ・運転管理上の異常時対応計画 ・異常時対応など）について具体的に記述してください。	1. 運転管理実施計画（・運転管理方針 ・薬剤注入等による水質管理 ・薬品調達及び管理 ・運転管理に関するリスク想定 ・排水検査 ・水質検査 ・運転管理上の異常時対応計画の策定 ・異常時対応計画の実行性など）について具体的に記述してください。
様式集			3-7-3	1. <u>収納金の</u>管理、未納者への対応、収納率向上対策について具体的に記述してください。	1. <u>調定入力・収納伝票の</u>管理、未納者への対応、収納率向上対策について具体的に記述してください。
様式集			3-8-2	1. 有資格者、配置人員の担当業務、<u>計画策定方針</u>について具体的に記述してください。 2. <u>保守点検及び健全度診断に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案方法について具体的に記述してください。</u>	1. 有資格者、配置人員の担当業務、<u>改築実施設計方針</u>について具体的に記述してください。 【削る】
基本協定	1	1	第1条第2項	(2) 「<u>委託契約</u>」とは、事業予定者及び業	(2) 「<u>業務委託請負契約</u>」とは、事業予定

書（案）					務委託請負先との間で締結される本業務に係る各業の全部又は一部に関する委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。	者及び業務委託請負先との間で締結される本業務に係る各業の全部又は一部に関する委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
基本協定書（案）	1	1	第1条第2項		(8) 「提案書」とは、 <u>構成企業</u> が令和8年●月●日付けで甲に提出した本業務の実施に係る提案書一式をいう。	(8) 「提案書」とは、 <u>応募グループ</u> が令和8年●月●日付けで甲に提出した本業務の実施に係る提案書一式をいう。
基本協定書（案）	3	3	第7条		2 前項により事業予定者から業務の実施を受託し又は請け負った <u>構成企業</u> は、当該業務を誠実に実施しなければならない。	2 前項により事業予定者から業務の実施を受託し又は請け負った <u>業務請負委託先</u> は、当該業務を誠実に実施しなければならない。
基本協定書（案）	4	4	第9条		4 第2項及び前項までの場合において、乙の構成企業は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に <u>落札者</u> となった応募グループを解散しているときは、受託者の構成企業であった者についても、同様とする。	4 第2項及び前項までの場合において、乙の構成企業は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に <u>優先交渉権者</u> となった応募グループを解散しているときは、受託者の構成企業であった者についても、同様とする。
基本協定書（案）	5	5	第13条		第13条 本業務終了後、事業予定者が解散その他これに準ずる事由により本業務に係る残存義務を履行することができなくなる場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、委託契約に基づき事業予定者が甲に対して負う本業務の引継ぎ、報告、秘密保持、知的財産権の利用承諾その他の事業終了時に履行すべき義務を、 <u>委託契約</u>	第13条 本業務終了後、事業予定者が解散その他これに準ずる事由により本業務に係る残存義務を履行することができなくなる場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、委託契約に基づき事業予定者が甲に対して負う本業務の引継ぎ、報告、秘密保持、知的財産権の利用承諾その他の事業終了時に履行すべき義務を <u>承継し、委</u>

					<u>の規定に従い承継し、</u> これを履行しなければならない。	<u>託契約の規定に従い</u> これを履行しなければならない。
契 約 書 (案)	目次	目次	別紙18		別紙 1 8 違約金及び <u>損失法相</u>	別紙 1 8 違約金及び <u>損失補償</u>
契 約 書 (案)			第3条第2項		<u>前項</u> ただし書の規定の適用に当たり、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超えるか否かの判断は、別紙 2 2 要求水準項目単位対比表の定めるところによる。	<u>本項</u> ただし書の規定の適用に当たり、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超えるか否かの判断は、別紙 2 2 要求水準項目単位対比表の定めるところによる。
契 約 書 (案)			第3条		3 委託者が要求水準書等に基づき書類の受理、通知、立会い及び承認を行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、受託者が自らの責任において行うべき本業務について委託者が責任を負う <u>者</u> と解してはならない。	3 委託者が要求水準書等に基づき書類の受理、通知、立会い及び承認を行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、受託者が自らの責任において行うべき本業務について委託者が責任を負う <u>もの</u> と解してはならない。
契 約 書 (案)			第4条		(3) <u>農業集落排水処理施設に係るアドバイザリー業務</u> (4) <u>料金徴収・窓口関係業務(検針、会計・収納、滞納整理、給水停止、開閉栓、電子計算処理、量水器管理等)</u>	(3) <u>料金徴収・窓口関係業務(検針、会計・収納、滞納整理、給水停止、開閉栓、電子計算処理、量水器管理等)</u> (4) <u>農業集落排水処理施設に係るアドバイザリー業務</u>
契 約 書 (案)			第5条等		<u>第102条</u>	<u>第 103 条</u>
契 約 書 (案)			第5条第3項		3 委託者は、本件施設の改築又は新たな設備の導入等を受託者と協議のうえ実施することができる。協議の開始から 3 0 日以	3 委託者は、本件施設の改築又は新たな設備の導入等を受託者と協議のうえ実施することができる。協議の開始から 3 0 日以

				内に合意に至らないときは、委託者は、委託者の決定に従い、必要となる要求水準書の変更を指定するとともにこれを実施し、これに起因して生じる追加費用等は別紙 9 に定めるところに従い委託料の変更を行う。	内に合意に至らないときは、委託者は、委託者の決定に従い、必要となる要求水準書の変更を指定するとともにこれを実施し、これに起因して生じる追加費用等は別紙 1 9 に定めるところに従い委託料の変更を行う。
契 約 書 (案)			第11条	3 事業の開始年度及び第 2 期事業期間の開始年度については、前項の承認を受けた日の翌日から 3 0 日以内に策定するものとする。	3 第 1 項にかかわらず、事業の開始年度及び第 2 期事業期間の開始年度については、前条第 1 項又は第 2 項の承認を受けた日の翌日から 3 0 日以内に策定するものとする。
契 約 書 (案)			第13条	受託者は、この契約の締結日の翌日から 4 0 日以内に、地震、停電、薬品の漏えい、機器の破損、異常増水、断水、濁水、水質以上その他の緊急事態が発生した場合における対応の原則、方針及び手順を定めた危機管理マニュアルを要求水準書等に基づき策定し、委託者と協議のうえ、この契約の締結日の翌日から 5 5 日以内に委託者の承認を得なければならない。	受託者は、この契約の締結日の翌日から 4 0 日以内に、地震、停電、薬品の漏えい、機器の破損、異常増水、断水、濁水、水質異常その他の緊急事態が発生した場合における対応の原則、方針及び手順を定めた危機管理マニュアルを要求水準書等に基づき策定し、委託者と協議のうえ、この契約の締結日の翌日から 5 5 日以内に委託者の承認を得なければならない。
契 約 書 (案)			第14条	<u>(事業実施計画書の修正)</u> <u>第 1 4 条 委託者は、前各条に基づく事業実施計画書が不適當であると認めるときは、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定したうえで、受託者に対し、その変更</u>	<u>【削る】</u>

				<u>若しくは修正又は再提出を請求することができる。</u> <u>2 受託者が前項の期日までに変更若しくは修正又は再提出をしないときは、要求水準の未達として、委託料の支払い停止及び減額に関する規定による措置を適用する。</u> <u>3 委託者は、正当な理由なく、受託者が提出した事業実施計画書に対する承認を留保し、又は遅延してはならない。</u>	
契 約 書 (案)			第15条	<u>第 1 5 条</u>	<u>第 1 4 条</u>
契 約 書 (案)			【新設】	<u>【新設】</u>	<u>(事業実施計画書等の修正)</u> <u>第 1 5 条 委託者は、前各条に基づく事業実施計画書等が不適當であると認めるときは、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定したうえで、受託者に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができる。</u> <u>2 受託者が前項の期日までに変更若しくは修正又は再提出をしないときは、要求水準の未達として、委託料の支払い停止及び減額に関する規定による措置を適用する。</u> <u>3 委託者は、正当な理由なく、受託者が提出した事業実施計画書等に対する承認を</u>

						<u>留保し、又は遅延してはならない。</u>
契 約 書 (案)			第30条		3 委託者及び受託者は、 <u>前項</u> の確認の結果（施設現況調書）の内容に齟齬又は誤りがあることを発見したときは、当該確認の日から30日以内に限り、相手方に対し書面によりその是正を申し出ることができる。	3 委託者及び受託者は、 <u>第1項</u> の確認の結果（施設現況調書）の内容に齟齬又は誤りがあることを発見したときは、当該確認の日から30日以内に限り、相手方に対し書面によりその是正を申し出ることができる。
契 約 書 (案)			第32条		本件施設について、事業開始日の時点において既に存在した契約不適合であって、募集要項等の委託者が開示した資料及びこの契約の締結前に受託者が知り得た情報から <u>道理的</u> に予測することができず、かつ、受託者の責めに帰すべき事由及び経年劣化によらないもの（以下「開始時契約不適合」という。）が発見されたときの取扱いは、次項以下に定めるところによる。	本件施設について、事業開始日の時点において既に存在した契約不適合であって、募集要項等の委託者が開示した資料及びこの契約の締結前に受託者が知り得た情報から <u>合理的</u> に予測することができず、かつ、受託者の責めに帰すべき事由及び経年劣化によらないもの（以下「開始時契約不適合」という。）が発見されたときの取扱いは、次項以下に定めるところによる。
契 約 書 (案)			第34条		2 受託者は、水道施設に係る取水業務（水源の管理並びに取水施設及び導水施設の運転管理及び取水量の確保）、浄水業務（浄水場の運転管理、薬品注入並びにろ過及び消毒等の浄水管理）並びに配水業務（配水池、配水ポンプ及び配水管網の運転管理、適正水圧の維持並びに断水及び濁水の回避及び復旧）を実施する。 3 受託者は、簡易水道事業に係る施設の	2 受託者は、 <u>維持管理業務として、</u> 水道施設に係る取水業務（水源の管理並びに取水施設及び導水施設の運転管理及び取水量の確保）、浄水業務（浄水場の運転管理、薬品注入並びにろ過及び消毒等の浄水管理）並びに配水業務（配水池、配水ポンプ及び配水管網の運転管理、適正水圧の維持並びに断水及び濁水の回避及び復旧）を実施する。

				維持管理及び水質管理を実施する。 4 受託者は、農業集落排水処理施設について、その維持管理に関する監視、評価及び技術的助言を行うアドバイザー業務を実施する。	3 受託者は、 <u>維持管理業務として</u> 、簡易水道事業に係る施設の維持管理及び水質管理を実施する。 4 受託者は、 <u>農業集落排水アドバイザー業務として</u> 、農業集落排水処理施設について、その維持管理に関する監視、評価及び技術的助言を行うアドバイザー業務を実施する。
契 約 書 (案)			第37条	第37条 受託者は、コンサルタント業務について、更新実施基本協定又は改築実施基本協定（以下「改築等実施基本協定」という。）を締結するまでに、別紙10の2に定める提案金額等に関する合意書を作成し、各事業年度の●月●日まで（当該年度の●月●日までに国補助金等に係る国の予算の配分がなされないときは、委託者が別途定める日まで）に、 <u>別紙4</u> の様式による年度実施協定（コンサルタント業務）を締結する。	第37条 受託者は、 <u>アドバイザー業務及び</u> コンサルタント業務について、更新実施基本協定又は改築実施基本協定（以下「改築等実施基本協定」という。）を締結するまでに、別紙10の2に定める提案金額等に関する合意書を作成し、各事業年度の●月●日まで（当該年度の●月●日までに国補助金等に係る国の予算の配分がなされないときは、委託者が別途定める日まで）に、 <u>別紙4の2</u> の様式による年度実施協定（コンサルタント業務）を締結する。
契 約 書 (案)			第42条	3 第1項各号の協力に要する費用は、受託者が本業務の実施に通常必要とする範囲内のものにういては受託者が負担し、委託者の個別の要請により受託者が外部専門家への委託その他の特別な費用負担を要することと <u>なるとき</u> は、委託者及び受託者が協	3 第1項各号の協力に要する費用は、受託者が本業務の実施に通常必要とする範囲内のものにういては受託者が負担し、委託者の個別の要請により受託者が外部専門家への委託その他の特別な費用負担を要することと <u>なったとき</u> は、委託者及び受託者が協

				議のうえ、委託者がその全部又は一部を負担する。	協議のうえ、委託者がその全部又は一部を負担する。
契 約 書 (案)			第42条	4 受託者の責めに帰すべき事由により第1項の協力が行われず、又は遅延したことにより委託者に損害が生じたときは、受託者は、その損害を賠償する。委託者の責めに帰すべき事由による申請等の遅延については、第45条の定めるところによる。	4 受託者の責めに帰すべき事由により第1項の協力が行われず、又は遅延したことにより委託者に損害が生じたときは、受託者は、その損害を賠償する。委託者の責めに帰すべき事由による申請等の遅延については、第45条の定めるところによる。 <u>また、当該遅延により受託者に増加費用又は損害が生じたときは、委託者又は受託者は、その負担について協議する。</u>
契 約 書 (案)			第45条	受託者は、工期の変更の必要又はそのおそれが明らかになったときは、直ちに委託者に報告する。特定法令改正又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として変更を請求したときは、委託者及び受託者は協議により新たな工期を定め、協議が整わないときは、委託者が合理的に定め、受託者はこれに従う。	受託者は、工期の変更の必要又はそのおそれが明らかになったときは、直ちに委託者に報告する。特定法令改正又は不可抗力により、 <u>又は委託者の責めに帰すべき事由により</u> 工期を遵守できないことを理由として変更を請求したときは、委託者及び受託者は協議により新たな工期を定め、協議が整わないときは、委託者が合理的に定め、受託者はこれに従う。
契 約 書 (案)			第54条	第54条 委託者は、改築工事の目的物に契約不適合があるときは、 <u>修補その他の履行の追完、損害賠償又は委託料の減額を請求することができる。</u> <u>2 委託者は改築工事の目的物の引渡しを</u>	第54条 委託者は、改築工事の目的物に契約不適合があるときは、 <u>宇城市公共工事請負契約約款（平成17年1月15日告示第21号）に定めるところによる。</u>

				<u>受けた日から1年以内でなければ、前項の請求等を行うことができない。ただし、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときは、民法の定めるところによる。</u> <u>3 改築工事の目的物の瑕疵が隠れたもの（引渡し時の通常の点検では発見できないもの）であるときは、前項の期間は、委託者が当該瑕疵を発見した日から起算する。</u> <u>4 請求等の期間その他の取扱いは、民法の定めるところによる。</u>	
契 約 書 (案)			第55条第2項	2 前項の必要な措置とは、第20条 要求水準書の変更、第40条 改築計画、第41条 年度実施協定、第45条 履行期限の変更又は第61条 委託料の変更その他本契約の変更をいい、委託者及び受託者は、当該補助金精度の変更の内容に応じて適用すべき規定を協議のうえ定める。	2 前項の必要な措置とは、第20条 要求水準書の変更、第40条 改築計画、第41条 年度実施協定、第45条 履行期限の変更又は第61条 委託料の変更その他本契約の変更をいい、委託者及び受託者は、当該補助金制度の変更の内容に応じて適用すべき規定を協議のうえ定める。
契 約 書 (案)			第59条	(2) 当該費用の額が500万円を超えるとき、又は前号の意見を踏まえてもなお協議が整わないときは、委託者及び受託者は、別紙18 第8条第4項の例により第三者専門家に要する費用は、委託者及び受託者が等分して負担する。	(2) 当該費用の額が500万円を超えるとき、又は前号の意見を踏まえてもなお協議が整わないときは、委託者及び受託者は、別紙18 第7条第4項の例により第三者専門家に要する費用は、委託者及び受託者が等分して負担する。
契 約 書			第62条	2 受託者は、要求水準書第12章及び要	2 委託者は、要求水準書第12章及び要

(案)				求水準書別冊 別紙 1 1 委託料の支払い停止及び減額に定める場合には、委託料を減額することができる。	求水準書別冊 別紙 1 1 委託料の支払い停止及び減額に定める場合には、委託料を減額することができる。
契 約 書 (案)			第63条	委託者は、過払その他別紙に定める事由があるときは、受託者に対し、委託料の返還を請求することができる。	委託者は、過払その他 各 別紙に定める事由があるときは、受託者に対し、委託料の返還を請求することができる。
契 約 書 (案)			第66条	受託者は、本事業期間中、定款及び履歴事項全部証明書を委託者に提出し、これらの変更を届け出ること、この契約の有効性を維持すること、合併、会社分割その他の組織再編及び目的外の行為を <u>行わせない</u> こと並びに本業務を継続的に遂行できる経営の状態を維持することを誓約する。	受託者は、本事業期間中、定款及び履歴事項全部証明書を委託者に提出し、これらの変更を届け出ること、この契約の有効性を維持すること、合併、会社分割その他の組織再編及び目的外の行為を <u>行わない</u> こと並びに本業務を継続的に遂行できる経営の状態を維持することを誓約する。
契 約 書 (案)			第76条	<u>ただし、一不可抗力事象が複数年度にまたがる場合を含め、一事業年度につき委託料の総額に100分の1を乗じて得た額（当該年度における当該不可抗力に係る追加費用及び損害の合計額を基礎として計算する。）までは受託者が負担し、これを超える額を委託者が負担する。複数の事業年度にわたって同一事象に係る追加費用及び損害が生じる場合は、各事業年度において独立して閾値を適用する。受託者の役割分担の範囲内の緊急対応に要する費用は、受託者が負担する（同 別表6）。</u>	<u>【削る】</u>

契 約 書 (案)			第90条		2 委託者が違約金の請求に加えて損害賠償を請求する場合の手續及び違約金の充当方法は、 <u>別紙 1 8</u> の定めるところによる。	2 委託者が違約金の請求に加えて損害賠償を請求する場合の手續及び違約金の充当方法は、 <u>別紙 1 8 違約金及び損失補償</u> の定めるところによる。
契 約 書 (案)			第92条		本業務の実施に伴い受託者が作成した設計図書、計画書、報告書、マニュアルその他の著作物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、受託者（受託者が作成を第三者に行わせた場合を含む。）に帰属する。ただし、別紙又は要求水準書において、特定の成果物について委託者への帰属又はその他の定めがある場合は、当該定めによる。	本業務の実施に伴い受託者が作成した設計図書、計画書、報告書、マニュアルその他の著作物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、受託者（受託者が作成を第三者に行わせた場合を含む。）に帰属する。ただし、 <u>各</u> 別紙又は要求水準書において、特定の成果物について委託者への帰属又はその他の定めがある場合は、当該定めによる。
契 約 書 (案)別紙	冒頭		各別紙		<u>別紙1 個人情報保護に関する特記事項</u>	<u>【削る】</u>
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(2) 「本契約」とは、委託者と受託者との間で締結する <u>本事業に係る業務委託契約</u> をいう。	(2) 「本契約」とは、委託者と受託者との間で締結する <u>「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託 業務委託契約書」</u> をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(3) 「基本協定」とは、本契約の締結に先立ち、委託者と優先交渉権者の間で締結する <u>宇城市上下水道事業官民連携包括業務基本協定</u> をいう。	(3) 「基本協定」とは、本契約の締結に先立ち、委託者と優先交渉権者の間で締結する <u>「宇城市上下水道事業官民連携包括業務基本協定書」</u> をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(6) 「特別目的会社（SPC）」とは、本事業の遂行のみを目的として、 <u>出資企業</u> が	(6) 「特別目的会社（SPC）」とは、本事業の遂行のみを目的として、 <u>構成企業</u> が

				会社法上の株式会社として宇城市内に設立する事業会社をいう。	会社法上の株式会社として宇城市内に設立する事業会社をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(8) 「構成員」とは、 <u>応募グループ</u> を構成する企業をいい、代表企業、構成企業及び協力企業からなる。	(8) 「構成員」とは、 <u>優先交渉権者</u> を構成する企業をいい、代表企業、 <u>その他の</u> 構成企業及び協力企業からなる。
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(9) 「 <u>出資企業</u> 」とは、特別目的会社に出資する <u>構成企業をいう。</u>	(9) 「 <u>構成企業</u> 」とは、 <u>構成員のうち、特別目的会社に出資するものをいい、代表企業及びその他の構成企業から成る。</u>
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(25) 「コンサルタント業務」とは、施設更新計画（ストックマネジメント計画等）の策定、改築の実施設計及び改築工事の工事監理に係る業務をいう。	(25) 「コンサルタント業務」とは、施設更新計画（ストックマネジメント計画等）の策定、改築の実施設計及び改築工事の工事監理に係る業務 <u>及び第8章に規定する計画策定支援業務</u> をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(26) 「改築工事 <u>業務</u> 」とは、対象施設の改築（更新及び長寿命化対策）に係る工事の業務をいう。	(26) 「改築工事」とは、対象施設の改築（更新及び長寿命化対策）に係る工事の業務をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(28) 「対象施設」とは、本業務の対象となる施設をいい、水道施設（取水、浄水、配水施設及び水道管路）、簡易水道施設、下水道施設（処理場、ポンプ場及び下水道管路）、農業集落排水施設、雨水ポンプ場、仮設ポンプ場その他要求水準書に定める関連施設をいう。	(28) 「対象施設」 <u>又は「本件施設」</u> とは、本業務の対象となる施設をいい、水道施設（取水、浄水、配水施設及び水道管路）、簡易水道施設、下水道施設（処理場、ポンプ場及び下水道管路）、農業集落排水施設、雨水ポンプ場、仮設ポンプ場その他要求水準書に定める関連施設をいう。
契 約 書			別紙1	<u>(29) 「本件施設」とは、対象施設のうち、</u>	<u>【削る】</u>

(案)別紙					<u>委託者が受託者に管理を委ねる施設をいう。</u>	<u>※以降は号を繰り上げる</u>
契 約 書 (案)別紙			別紙1		<u>(38)</u> 「公的歩掛表」とは、工事及びコンサルタント業務の積算に用いる公的な歩掛をいい、上水道については「水道工事標準歩掛（水道実務必携）」及び熊本県が公表する歩掛を、下水道については日本下水道協会が定める歩掛及び熊本県が公表する歩掛をいう。これらに記載のないものについては、次<u>の各号</u>に掲げる基準を、当該<u>各号</u>の順序に従って適用する。 ア 国土交通省が公表する土木工事積算基準又はこれに準ずる標準歩掛 イ 水道又は下水道に関する他の地方公共団体が公表する歩掛であって、対象施設の規模・構造等に照らし準用することが合理的であると認められるもの ウ <u>前2号</u>によることができないときは、受託者が提出する複数（原則2社以上）の見積りその他の市場価格資料を踏まえ、別紙10第2項又は別紙10の2第2項の手続により委託者が承認する額 エ <u>前各号</u>によることが困難な特別の事情があるときは、委託者及び受託者が協議して定める基準	<u>(37)</u> 「公的歩掛表」とは、工事及びコンサルタント業務の積算に用いる公的な歩掛をいい、上水道については「水道工事標準歩掛（水道実務必携）」及び熊本県が公表する歩掛を、下水道については日本下水道協会が定める歩掛及び熊本県が公表する歩掛をいう。これらに記載のないものについては、次に掲げる基準を、当該順序に従って適用する。 ア 国土交通省が公表する土木工事積算基準又はこれに準ずる標準歩掛 イ 水道又は下水道に関する他の地方公共団体が公表する歩掛であって、対象施設の規模・構造等に照らし準用することが合理的であると認められるもの ウ <u>ア及びイ</u>によることができないときは、受託者が提出する複数（原則2社以上）の見積りその他の市場価格資料を踏まえ、別紙10第2項又は別紙10の2第2項の手続により委託者が承認する額 エ <u>ア、イ及びウ</u>によることが困難な特別の事情があるときは、委託者及び受託者が協議して定める基準

契 約 書 (案)別紙			別紙1	(40) 「要求水準書」とは、本事業の公募 手続において委託者が公表した宇城市上下 水道事業官民連携包括業務委託要求水準書 (本契約に従ったその後の変更を含む。)を いう。	(39) 「要求水準書」とは、本事業の公募 手続において委託者が公表した「宇城市上 下水道事業官民連携包括業務委託要求水準 書(本契約に従ったその後の変更を含む。)を いう。」及びこれに関連する質問回答等 (その後の変更を含む。)の一切の書類をい う。
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(43) 「 <u>公募書類</u> 」とは、募集要項、 <u>要求 水準書</u> 及びこれらに関連する質問回答等 (その後の変更を含む。)の一切の書類を いう。	(42) 「 <u>募集要項等</u> 」とは、募集要項及び これに関連する質問回答等(その後の変更 を含む。)の一切の書類をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(45) 「 <u>不可抗力</u> 」とは、 <u>暴風、豪雨、洪水、 地滑り、落盤、落雷、地震、火災、疫 病・感染症の流行その他の自然災害、又は 騒擾、暴動、テロ行為、サイバー攻撃、戦 争その他の人為的な事象のうち、通常の前 見可能な範囲外のもの又は回避不能のもの であって、委託者及び受託者のいずれの責 めにも帰さないものをいう。法令の変更は 含まない。</u>	【削る】
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(46) 「本契約に直接関係する法令変更」 とは、 <u>対象業務</u> 及びこれに類似するサービ スを提供する事業に関する事項を直接的に 規定することを目的とした法令で、受託者 の費用に影響があるものの変更をいう。委	(44) 「本契約に直接関係する法令変更」 とは、 <u>本業務</u> 及びこれに類似するサービ スを提供する事業に関する事項を直接的に規 定することを目的とした法令で、受託者の 費用に影響があるものの変更をいう。委託

					託者が受託者に支払う委託料に適用される消費税及び地方消費税の税率の変更を含む、受託者が第三者に支払う消費税及び地方消費税の税率の変更は含まない。	者が受託者に支払う委託料に適用される消費税及び地方消費税の税率の変更を含む、受託者が第三者に支払う消費税及び地方消費税の税率の変更は含まない。
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(47) 「開始時契約不適合」とは、事業開始日の時点において既に存在した本件施設の契約不適合であって、 <u>公募種類</u> その他委託者が開示した資料及び本契約の締結前に受託者が知り得た情報から合理的に予測することができず、かつ、受託者の責めに帰すべき事由及び経年劣化によらないものをいう。	() 「開始時契約不適合」とは、事業開始日の時点において既に存在した本件施設の契約不適合であって、 <u>募集要項等</u> その他委託者が開示した資料及び本契約の締結前に受託者が知り得た情報から合理的に予測することができず、かつ、受託者の責めに帰すべき事由及び経年劣化によらないものをいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙4の2		<u>【新設】</u>	<u>別紙4の2を作成</u>
契 約 書 (案)別紙			別紙10	2 (1)	<u>【新設】</u> <u>イ</u> 委託者と受託者は、合意した提案工事金額をもとに実施協定を締結する。	<u>イ 合意書</u> <u>受託者は、アの合意内容について合意書を作成し、委託者へ提出する。</u> <u>ウ</u> 委託者と受託者は、合意した提案工事金額をもとに実施協定を締結する。
契 約 書 (案)別紙			別紙10	第5項	受託者は、積算の対象となる工種、費目又は業務について、別紙1 <u>(38)</u> に定める公的歩掛表に記載がないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に書面で報告し、別紙1 <u>(38)第1号から第4号までの</u> 基準のうちいずれによるべきかについて、	(1) 受託者は、積算の対象となる工種、費目又は業務について、別紙1に定める公的歩掛表に記載がないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に書面で報告し、別紙1 <u>に定める公的歩掛表</u> の基準のうちいずれによるべきかについて、委託者と

				委託者と協議する。 <u>2</u> 受託者は、<u>前項</u>の協議の結果、別紙1<u>(38)第3号</u>の基準によることとなったときは、少なくとも2社以上の見積書その他の市場価格を示す資料を委託者に提出しなければならない。 <u>3</u> 委託者は、<u>第1項</u>の報告を受理した日から14日以内に、適用すべき基準についての判断を書面により受託者に通知する。委託者がこの期間内に通知をしないときは、受託者は、委託者に対し理由を付して再度の判断を求めることができる。 <u>4</u> 委託者及び受託者は、<u>第1項から前項まで</u>の手續の経過及び結果を記録し、当該工種又は費目に係る積算の根拠資料として保存する。	協議する。 <u>(2)</u> 受託者は、<u>第5項第1号</u>の協議の結果、別紙1<u>第1項第37号ウ</u>の基準によることとなったときは、少なくとも2社以上の見積書その他の市場価格を示す資料を委託者に提出しなければならない。 <u>(3)</u> 委託者は、<u>第5項第1号</u>の報告を受理した日から14日以内に、適用すべき基準についての判断を書面により受託者に通知する。委託者がこの期間内に通知をしないときは、受託者は、委託者に対し理由を付して再度の判断を求めることができる。 <u>(4)</u> 委託者及び受託者は、<u>第5項第1号から第3号まで</u>の手續の経過及び結果を記録し、当該工種又は費目に係る積算の根拠資料として保存する。
契 約 書 (案)別紙			別紙10の2	コンサルタント業務等に係る委託料（別紙8に定める<u>委託料E</u>をいう。）の設定及び変更の方法は、次に定めるところによる。	コンサルタント業務等に係る委託料（別紙8に定める<u>委託料D及びE</u>をいう。）の設定及び変更の方法は、次に定めるところによる。
契 約 書 (案)別紙			別紙10の2	<u>【新設】</u> <u>(1)</u> 施設更新計画（ストックマネジメント計画）の策定（委託料E－1。水道施設及び下水道施設を対象とする。）	<u>(1) 農業集落排水アドバイザー業務(委託料D)</u> <u>(2)</u> 施設更新計画（ストックマネジメント計画）の策定（委託料E－1。水道施設及び下水道施設を対象とする。）

					<u>(2)</u> 改築の実施設計（委託料E－2） <u>(3)</u> 改築工事の工事監理（委託料E－3）	<u>(3)</u> 改築の実施設計（委託料E－2） <u>(4)</u> 改築工事の工事監理（委託料E－3）								
契 約 書 （案）別紙			別紙10の2	第2項	2 委託料の設定方法（年度実施協定） (1) コンサルタント業務について、委託者及び受託者は、各事業年度において、当該年度に実施する業務の内容及び金額を定めた年度実施協定を締結する。 (2) 前号の金額は、受託者が事項に定める公的歩掛表に準じて積算した金額に基づき、委託者が当該積算の内容を審査して承認した額により定める。	2 委託料の設定方法（年度実施協定） (1) コンサルタント業務等について、委託者及び受託者は、各事業年度において、当該年度に実施する業務の内容及び金額を定めた年度実施協定を締結する。 (2) 前号の金額は、受託者が事項に定める公的歩掛表に準じて積算した金額に基づき、委託者が当該積算の内容を審査して承認した額で合意書を作成する。								
契 約 書 （案）別紙			別紙10の2	第5項	【新設】	<table><tr><th>分類</th><th>業務</th><th>支払方法</th></tr><tr><td rowspan="2">D</td><td></td><td>年度実施協定額（受託者の積算を市が承認した額）の範囲内で契約・履行された費用を、業務完了後に一括して支払う。</td></tr><tr><td>アドバイザー業務</td><td>【他の業務と兼務することも想定されるため、詳細は協議】</td></tr></table>	分類	業務	支払方法	D		年度実施協定額（受託者の積算を市が承認した額）の範囲内で契約・履行された費用を、業務完了後に一括して支払う。	アドバイザー業務	【他の業務と兼務することも想定されるため、詳細は協議】
分類	業務	支払方法												
D		年度実施協定額（受託者の積算を市が承認した額）の範囲内で契約・履行された費用を、業務完了後に一括して支払う。												
	アドバイザー業務	【他の業務と兼務することも想定されるため、詳細は協議】												
契 約 書 （案）別紙			別紙10の2	第7項	受託者は、積算の対象となる工種、費目又は業務について、別紙1 <u>(38)</u> に定める公的歩掛表に記載がないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に書面で報告し、別紙1 <u>(38)第1号から第4号まで</u> の基	(1) 受託者は、積算の対象となる工種、費目又は業務について、別紙1に定める公的歩掛表に記載がないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に書面で報告し、別紙1 <u>に定める公的歩掛表</u> の基準のう								

				準のうちいずれによるべきかについて、委託者と協議する。 <u>2</u> 受託者は、前項の協議の結果、別紙1<u>(38)第3号</u>の基準によることとなったときは、少なくとも2社以上の見積書その他の市場価格を示す資料を委託者に提出しなければならない。 <u>3</u> 委託者は、<u>第1項</u>の報告を受理した日から14日以内に、適用すべき基準についての判断を書面により受託者に通知する。委託者がこの期間内に通知をしないときは、受託者は、委託者に対し理由を付して再度の判断を求めることができる。 <u>4</u> 委託者及び受託者は、<u>第1項から前項</u>までの手続の経過及び結果を記録し、当該工種又は費目に係る積算の根拠資料として保存する。	ちいずれによるべきかについて、委託者と協議する。 <u>(2)</u> 受託者は、<u>第7項第1号</u>の協議の結果、別紙1<u>第1項第37号ウ</u>の基準によることとなったときは、少なくとも2社以上の見積書その他の市場価格を示す資料を委託者に提出しなければならない。 <u>(3)</u> 委託者は、<u>第7項第1号</u>の報告を受理した日から14日以内に、適用すべき基準についての判断を書面により受託者に通知する。委託者がこの期間内に通知をしないときは、受託者は、委託者に対し理由を付して再度の判断を求めることができる。 <u>(4)</u> 委託者及び受託者は、<u>第7項第1号から第3号まで</u>の手続の経過及び結果を記録し、当該工種又は費目に係る積算の根拠資料として保存する。
契 約 書 (案) 別紙			別紙13	第2項 2 本市において、「本業務に直接影響を与える法令変更」とは、特に<u>対象業務及び対象業務類似の</u>サービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で受託者の費用に影響があるものを意味し、原則として、宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年宇城市条例第177号）及び	2 本市において、「本業務に直接影響を与える法令変更」とは、特に <u>本業務及びこれに類似する</u> サービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で受託者の費用に影響があるものを意味し、原則として、宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年宇城市条例第177号）及び本契約

					本契約で定める主な遵守すべき関係法令として掲げる法令の変更をいう。なお、受託者が本業務を実施のために委託先、調達先その他の第三者に支払う消費税及び地方消費税にかかる税率の変更は含まないが、委託者が受託者に支払う契約金額に適用される消費税及び地方消費税にかかる税率の変更を含む。	で定める主な遵守すべき関係法令として掲げる法令の変更をいう。なお、受託者が本業務を実施のために委託先、調達先その他の第三者に支払う消費税及び地方消費税にかかる税率の変更は含まないが、委託者が受託者に支払う契約金額に適用される消費税及び地方消費税にかかる税率の変更を含む。
契 約 書 (案)別紙			別紙13	第4項	(1) 本業務に直接影響を <u>充てる</u> 法令変更 に該当すると考えられる例	(1) 本業務に直接影響を <u>与える</u> 法令変更 に該当すると考えられる例
契 約 書 (案)別紙			別紙16	第2項	(1) 不可抗力による追加費用及び損害は、委託者が負担する。 <u>ただし、一事業年度につき、当該年度の委託料の総額に100分の1を乗じて得た額（不可抗力事象の発生時期にかかわらず、当該費用及び損害が現実に発生した事業年度の委託料総額を基礎として計算する。）までは受託者が負担し、これを超える額を委託者が負担する。同一の不可抗力事業に起因する追加費用及び損害が複数の事業年度にわたって生じた場合は、各事業年度においてそれぞれ本号の計算を独立して行う。</u>	(1) 不可抗力による追加費用及び損害は、委託者が負担する。
契 約 書 (案)別紙			別紙18	第1条	2 前項の違約金は、業務委託契約書 <u>第90条第2項</u> の規定により、損害賠償額の予定とは解しない。委託者は、違約金の請求	2 前項の違約金は、業務委託契約書 <u>第90条</u> の規定により、損害賠償額の予定とは解しない。委託者は、違約金の請求に加え、

					に加え、別途、実際に生じた損害の賠償を受託者に請求することを妨げられない。ただし、委託者が現実に支払を受けた違約金の額は、当該損害賠償額の算定に当たりこれを控除する。	別途、実際に生じた損害の賠償を受託者に請求することを妨げられない。ただし、委託者が現実に支払を受けた違約金の額は、当該損害賠償額の算定に当たりこれを控除する。
契 約 書 (案)別紙			別紙18	第2条	違約金の額は、解除の効力が生じた日（以下「解除日」という。）の属する事業年度における委託料年額（別紙9による物価変動改定後の額をいい、改定前の場合は当該の協定額とする。以下この別紙において同じ。）に、次の <u>いずれかの</u> 割合を乗じて得た額とする。	違約金の額は、解除の効力が生じた日（以下「解除日」という。）の属する事業年度における委託料年額（別紙9による物価変動改定後の額をいい、改定前の場合は当該の協定額とする。以下この別紙において同じ。）に、次の割合を乗じて得た額とする。
契 約 書 (案)別紙			別紙18	第7条第1項	委託者及び受託者は、解除日から60日以内に、 <u>第6条及び第7条</u> の規定に従い損失補償金の額を協議のうえ確定する。	委託者及び受託者は、解除日から60日以内に、 <u>第5条及び第6条</u> の規定に従い損失補償金の額を協議のうえ確定する。
契 約 書 (案)別紙			別紙18	第7条第2項	2 委託者は、前項により確定した額を、確定の <u>非</u> から30日以内に受託者に支払う。	2 委託者は、前項により確定した額を、確定の <u>且</u> から30日以内に受託者に支払う。
契 約 書 (案)別紙			別紙18	第8条	業務委託契約書第86条 解除に伴う改築工事の取扱い等の規定により委託者が支払う出来高相当額は、 <u>第6条</u> 第1項第5号の額に含まれるものとし、重複して算定しない。 2 別紙17 事業の終了及び引継ぎ第9条の規定による委託料の精算は、本別紙の	業務委託契約書第86条 解除に伴う改築工事の取扱い等の規定により委託者が支払う出来高相当額は、 <u>第5条</u> 第1項第5号の額に含まれるものとし、重複して算定しない。 2 別紙17 事業の終了及び引継ぎ第9条の規定による委託料の精算は、本別紙の

					規定による損失補償金の算定に先立って行うものとし、当該精算後の額の基礎として <u>第 6 条</u> 第 1 項各号の額を算定する。	規定による損失補償金の算定に先立って行うものとし、当該精算後の額の基礎として <u>第 5 条</u> 第 1 項各号の額を算定する。
--	--	--	--	--	--	--